

公 告

契約担当官
陸上自衛隊富士学校
会計課長 北川 陶子

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6KS710E02960		6KS81AA0015 0001					
品名 または 件名							
通信電子器材等に関する技術支援役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
東富士演習場			演習場管理課 赤池1曹				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
2 2 9 1			令和8年10月10日（土）～令和8年10月30日（金）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

入札心得等については、富士学校ホームページ及び会計課契約班に掲示する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和8年9月30日（水）11時20分 本部庁舎B1F入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 公告別紙第1号「総額契約注意事項」による。

(2) 競争参加地域「関東・甲信越」又は「東海・北陸」の者であること。

(3) 原則、現に指名停止を受けているものの下請負は認めない。

(4) 入札に関する問い合わせで直接会計課に来訪する場合は、参加資格書の写しを提出又は提示すること。

(5) 入札の心得を遵守するとともに、暴力団排除に関する誓約を行うこと。

(6) 再度入札は1回までとする。

ただし郵送等により参加者が入札に立ち会っていない場合の再度入札は、令和8年10月6日（火）10時20分から実施する。

(入札に関する問い合わせ)

静岡県駿東郡小山町須走481-27

陸上自衛隊富士学校総務部会計課契約班 契約係 市平

TEL 0550-75-2311 (2233)

FAX 0550-75-2445

(公告掲載場所)

陸上自衛隊富士学校総務部会計課掲示板

陸上自衛隊富士学校ホームページ

(<https://www.mod.go.jp/gsdf/fsh/fin/keiyaku.htm>)

(メールアドレス)

cont_fin-adm-fsh@inet.gsdf.mod.go.jp

総額契約注意事項

公告本文によるほか、次のとおり入札を実施する。

1 参加資格

公告本文に示すほか、次の各号による。

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者
- (2) 契約担当官から指名停止の処置を受けている期間中でない者
- (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除する要請がない者で入札心得の内容を誓約している旨、入札書に記載する者

2 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とする。

- (1) 参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (2) 電話、電報又は F A X による入札
- (3) 入札金額が明瞭でない入札
- (4) 入札者の記名押印がない又は印影が判別しがたい入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

3 契約書の要否

契約金額が 250 万円を超える場合は契約書を、100 万円以上 250 万円以下の場合は請書を作成する。

但し、官側が特に示す場合又は契約者の申し出により、契約書等を作成する。

本入札にあたり、契約書を作成する場合に使用する条項については、駐屯地用標準契約書に示す条項のうち下記のとおりとする。

- (1) 役務請負契約条項
- (2) 談合等の不正行為に関する特約条項
- (3) 暴力団排除に関する特約条項

4 入札方法

郵便・信書便入札は認めるが、電子入札は認めない。

参加する場合は事前に電話連絡をすること。

5 落札決定方法

総額による。予定価格の制限の範囲内における最低金額で応札したものを落札者とする。ただし、落札者となるべき最低応札者が 2 人以上ある場合はくじにより決定する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10（軽減税率対象品目については 100 分の 8）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100（軽減税率対象品目については 108 分の 100）に相当する金額を入札書に記載すること。

6 その他

- (1) 応札前までに、令和 07・08・09 年度防衛省競争資格（全省庁統一資格）決定通知書（写し）の提出をされたい。また以前の入札等で既に提出している場合は、その旨を申し出

られたい。

- (2) 仕様書は富士学校会計課で配付する。受領の際、令和07・08・09年度防衛省競争資格（全省庁統一資格）決定通知書（写し）の提示をされたい。
- (3) 応札前までに、入札に参加するものが代理人の場合、委任状を提出されたい。
- (4) 郵便・信書便で入札する場合は、入札書を封筒に入れて封入口及び封筒の継目に捺印し、封筒の表に契約件名、入札執行日時及び入札書在中と朱書きして、入札日前日（土日祝日を除く。）17時まで必着させ、その旨を通知すること。

入 札 書

¥ (税抜)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
通信電子器材等に関する 技術支援役務	仕様書のとおり	ST	1		
別紙内訳書のとおり					
	以下余白				
納入（履行）場所	東富士演習場	納期（履行期間）		8. 10. 10～8. 10. 30	
入札（契約）保証金	免除	入札（見積）書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

8.9.30

契約担当官

陸上自衛隊富士学校

会計課長 北川 陶子 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

担 当 者

連 絡 先

内 訳 書

品 名	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
書類作成費	式	1			
人件費	式	1			必要な人員数・単価の記載 をお願い致します。
交通費	式	1			
宿泊費	式	1			
日当	式	1			
輸送費	式	1			
一般管理費	式	1			
諸経費があれば内訳の記 載をお願いします。					
小 計					

市価調査表

¥ (税抜)

内訳とあわせて9月24日(木)17時まで提出をお願い致します。

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
通信電子器材等に関する 技術支援役務	仕様書のとおり	ST	1		
別紙内訳書のとおり					
	以下余白				
納入（履行）場所	東富士演習場		納期（履行期間）		8.10.10～8.10.30

契約担当官
陸上自衛隊富士学校
会計課長 北川 陶子 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者
連 絡 先

内 訳 書

品 名	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
書類作成費	式	1			
人件費	式	1			必要な人員数・単価の記載 をお願い致します。
交通費	式	1			
宿泊費	式	1			
日当	式	1			
輸送費	式	1			
一般管理費	式	1			
諸経費があれば内訳の記 載をお願いします。					
小 計					

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
通信電子器材等に関する技術支援役務	FS-Z000015A	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 8 年 3 月 1 8 日
	変 更	令和 8 年 9 月 9 日
	作成部隊等名	富 士 学 校 管 理 部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する通信電子器材等（以下、“器材等”という。）の技術支援役務（以下、“この役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001、GLT-CG-Z000009及びGLT-CG-Z500002によるほか、次による。

1.2.1 弾着監視システム

複数か所に設置した振動検知センサが検知した弾着振動波等から砲弾等の弾着位置を監視モニタ装置で算出し標定するシステムをいう。

対象システムの品名・規格・数量・単位は表-1「弾着監視システム」による。

表-1「弾着監視システム」

品名	規格	数量・単位
可搬型振動検知センサ	PDS-2501-PL-B40	1 式
監視モニタ	PDS-SYS-102-PL-C1	1 式

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）

〔防装庁（事）第3号（31. 1. 9）〕

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防装庁（事）第137号（令和4年3月31日）〕

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）〔装プ武第188号（31. 1. 9）〕

1.3.2 関連文書

関連文書が必要な場合は、調達要領指定書によって指定する。

2 役務に関する要求

2.1 一般的事項

- a) この役務は、陸上自衛隊が東富士演習場で実施する射撃訓練において使用する弾着監視システムについて、追加設置位置の検討、電波伝搬状況、射撃訓練時の運用検証を行う。
- b) “情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（調達）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”によって、この役務のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込みなどが行われるリスクへの対策などを行う。
- c) IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、GLT-CG-Z000009の2.2による。

2.2 全般的要求事項

全般的要求事項は、次による。

a) 実施計画の作成

契約の相手方は、契約後、速やかに実施計画書を作成し、富士学校管理部演習場管理課の確認を受けた後、契約担当官等に提出する。

なお、実施計画書は、次に示す事項を基準とし、様式は任意とする。

- 1) 役務実施体制
 - 2) 役務日程及び実施計画
 - 3) 検討及び検証計画
 - 4) 提出書類提出計画
 - 5) 情報保全体制
 - 6) その他必要な事項
- b) 弾着監視システムの設置位置の検討

追加で設置する弾着監視システムの設置位置について、机上及び現地踏査により検討する。

c) 弾着監視システム間の電波伝搬状況の確認

b)で検討した設置位置における既設の弾着監視システムとの電波伝搬状況を現地にて確認する。

別図「既設の弾着監視システム構成図」

d) 射撃訓練時の運用検証

陸上自衛隊が実施する射撃訓練時において、b)及びc)にて検討・確認した位置に、契約の相手方が所有する弾着監視システムのセンサー20コ以上を設置し、センサーを最大30コまで一括運用して弾着監視システム作動状況を確認する。

e) 細部は官側との調整による。

2.3 技術援助員の資格

技術援助員（以下、“援助員”という。）の資格は、2.2に示す技術調査を実施するのに十分な能力があるとみとめられた者

2.4 調査員の勤務時間

調査員の勤務時間は、1日当たり（0815～1700（1200～1300を除く））7時間45分を標準とする。ただし、作業上必要があるときは、検査官等の指示によって勤務する。

2.5 期 間

a) 現地事前調査

令和8年10月10日～同年10月14日（5日間）

b) 運用検証

令和8年10月23日～同年10月30日（内5日間）

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約の相手方は、調査実施結果報告書（様式随意）を提出する。提出要領は、紙媒体及び電子決裁媒体とする。

4.2 無償貸付品

無償貸付品は、GLT-CG-Z000001の箇条5によるほか、特に必要と認められる場合は、調達要領指定書によって指定する。

なお、無償貸付の申請は、契約の相手方が希望するおおむね1か月前を基準として行い、無償貸付の期間、引渡し場所などは、官側の指示による。

4.3 輸送

輸送が必要な場合は、官側の指示による。

4.4 秘密保全

秘密保全は、GLT-CG-Z500002の6.1、6.2及び6.4による。

4.5 情報の保全

契約の相手方は、この契約の履行によって直接及び間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。

4.6 役務の実施体制

契約の相手方は、この役務の実施に当たり、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議する。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下、“業務従事者”という。）を確保する。
- b) a)の業務従事者は、この役務で要求する特定の経験、資格、業績などをもつ。
- c) a)の業務従事者は、b)に掲げるほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍など）、業績などをもつ。
- d) c)の業務従事者が、他の手持ち業務などとの関係において履行に必要な業務所要に対応可能な態勢にある。

4.7 官側の支援

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、次の事項について官側の認める場合、官側の支援を受けることが可能である。

なお、官側設備などを使用する場合は、当該実施場所の許可権者の許可を受けて使用する。

- a) 試験など契約の相手方自身で行うことが不可能であり、官側の支援が必要な事項
- b) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項

c) その他、契約履行に必要な事項

4.8 その他の指示

演習場内に立入る際は、官側の立入申請をした上で、安全管理上官側の統制に従うものとする。

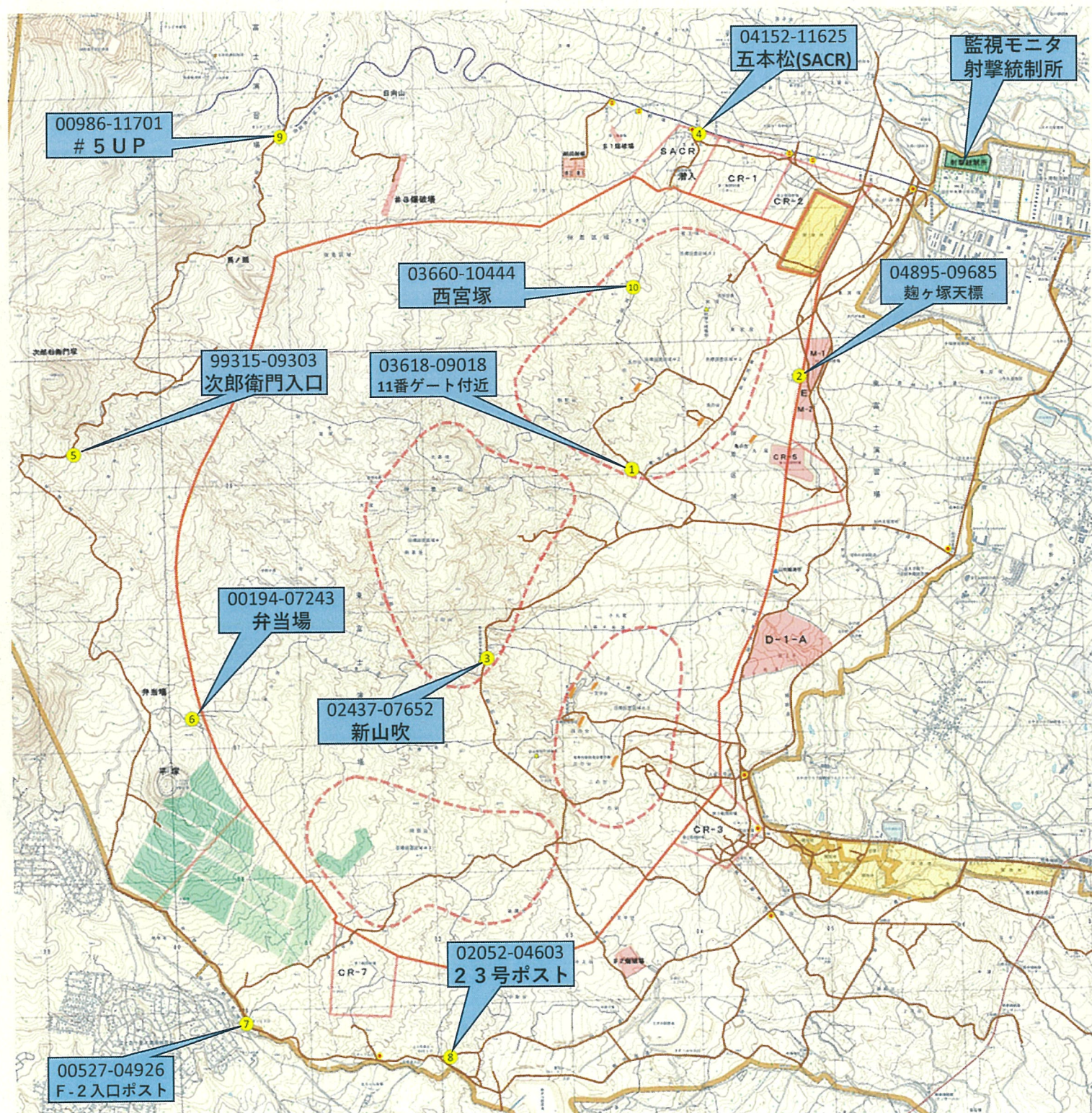
5 不具合などの処理

この契約の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに契約担当官等の指示を受ける。

5.1 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 の8.3による。

既設の弾着監視システム構成図



① : センサー

🗨️ : 座標及び地点名